記 郵政博物館蔵 一分冊 「宿駅日記」第二分冊/ 用留 / 「寬保二年 (飛脚問屋 定飛脚 日記二二 • 嶋屋佐右

「駅逓志料」を読む会

史料解頭

二分冊を掲載している。ては前号に記したので参照頂きたい。今号では、前号の第一分冊に続く第する。飛脚問屋・嶋屋佐右衛門および本史料の概要、史料名称などについ前号に引き続き、今号でも飛脚問屋・嶋屋佐右衛門の「日用留」を掲載

紙として収録した。

・成本としたのは、郵政博物館において「宿駅日記」との史料名が付与さ底本としたのは、郵政博物館において「宿駅日記」との大組ではこれを表れている史料の第二分冊で、同博物館のデータベース上に資料番号「SBL」の名と本来のは、郵政博物館において「宿駅日記」との史料名が付与さ底本としたのは、郵政博物館において「宿駅日記」との史料名が付与さ底本としたのは、郵政博物館において「宿駅日記」との史料名が付与さ

の史料は、資料番号「SBA/0022/13-2」として郵政博物館のデーたと思われる同内容の「定飛脚日記」と題された史料が存在する。こちら前号にも記した通り、本史料に関しても、明治期に駅逓局で筆写を行っ

の文字の入った罫紙に筆写されたものである。 局図書章」の文字のある大きな朱印が押されている。史料本文は「駅逓局 り、表紙の左側に貼られた縦長の題簽には「定飛脚日記 帙に他の史料が一冊入っているため十三冊という記載となっている)とあ 左端には「第卅七帙入十三冊之内」(本史料は全十二冊であるが、同一の されている。また、表紙には中央上部に大きな四角い題簽が貼られ、その 票が左側下部に貼付され、こちらの付票には「郵便博物館図書第一八六号」 央に貼付されている。また「郵便博物館」の所蔵図書であることを示す付 されるとともに「駅逓局庶務課編輯係章」という朱印が押された付票が中 され、その表紙には「和第二百卅六号」の番号と「共十二冊」の文字が記 一二冊」と記された朱印が押された付票が貼付され、本文冒頭には「駅逓 いる。このテキストの前表紙の裏には「駅逓局図書 「第八函」「五架」「駅伝ノ部」「寛保弐年 ベースに登録されている。この筆写版の 定飛脚日記」「十二冊二」と記 「定飛脚日記」もまた和綴製 二」と記されて 第二六三号 共

一九七一~一九七六年)には本史料が掲載されているが、全文翻刻ではな所が多く存在する。また、『東京市史稿』(産業編第一五~二〇、東京都、前回も記したように、「定飛脚日記」には判読が適切でないと思われる個翻刻にあたっては、底本に加え、「定飛脚日記」も同時に参照したが、

とした「宿駅日記」と対照し比較検討を行った(宀)。前回と同様、『東京市史稿』掲載分と重複する部分について、改めて底本に不適切と思われる個所が点在する。今回の掲載分の翻刻にあたっては、く省略されている箇所が存在し、写本を底本としているため、やはり判読

的な校正作業に参加した。 作業を進めるに当たっては、物流博物館の玉井幹司が事務局を務め、最終城戸淳子、古川和市の各氏が、「「駅逓志料」を読む会」を組織して行った。志の内、隅田孝氏が中心となり、青柳整、尾出恒廣、小川昌造、亀井道生、本史料の解読と校正作業は、これまでと同様、「千葉古文書の会」の有本史料の解読と校正作業は、これまでと同様、「千葉古文書の会」の有

導を頂いた。記して御礼を申し上げたい。原稿作成に際しては、やはりこれまでと同様、山本光正氏に懇篤なご指

載が見られない。 以下、今回の掲載史料の内容について、簡単な解説を記しておく。 以下、今回の掲載史料の内容について、簡単な解説を記しておく。 以下、今回の掲載史料の内容について、簡単な解説を記しておく。 は下、今回の掲載史料の内容について、簡単な解説を記しておく。 しているが、前号掲載の「日用留一番」には、これにあた な書簡は三月二十一日付となっている)。しかし、盗難事件の記載の前は では大坂からの和泉屋甚兵衛・山城屋 宗左衛門・嶋屋佐右衛門宛の書状を「三月十八日出」とし、「日用一番之 宗左衛門・嶋屋佐右衛門宛の書状を「三月十八日出」とし、「日本 る書簡は三月一一日の記事で止まっており、また十月については記事の記載の一部までを記している。

らの飛脚賃銀の引き下げ要求への対応(これは前回掲載の史料に寛保元年 冬頃からのこととある)が中心となっている。また、前回掲載の史料に詳 関わる記載が多く、 替わる江戸 述されていた大坂屋茂兵衛謀書事件(大坂屋が四年間の営業停止処分を受 た)の後、大坂屋茂兵衛の属した大坂の飛脚組合・江源組 本史料の内容は、 前回 、相仕として山田屋八左衛門を取り立てて勢力の回復を試みる動 掲載の史料の記載に引き続く内容となっている。 特に銭相場の「高直」(2)に伴う、これらの仲間組織か 下り酒問屋仲間、 住吉講、 紙問屋仲間などとの交渉に が、 嶋屋佐右衛 大坂屋に

> 2の口上書の差出人の記載に、その構成員が記されている(ヨ)。 3向は重要な情報であった。この手板組については、本史料では三月晦日1は大坂の飛脚組合・手板組の江戸会所であり、競争相手である江源組の14

江戸の酒問屋・小栗三右衛門(5)はすでに山田屋に依頼を行っていること 先の記載が見られない(『定飛脚日記』には記載がある)。江源組から江 が採録されている。この書状については、『東京市史稿』には差出人と宛 さらに小嶋が江戸の嶋屋佐右衛門に回送してきたという内容で、その書状 ところ、竹本から小栗に返状が戻ってきたので、これを小栗が小嶋に送り、 吉蔵(半田村より江戸に派遣された酒支配人(4)) に問い合わせを行った 小嶋より三州・半田村の小栗長左衛門に依頼を行い、小栗から江戸の竹本 継所・小嶋権兵衛からの情報提供であり、「三州支配上り金」の件につき、 巡る攻防といえる。 などが見える。江源組・山田屋と、 大坂屋営業停止を受けて嶋屋へ移った顧客の切り崩しを図っている様子、 の三州酒支配人中に対し、山田屋へ「御用被仰付被下候様ニ」懇願があり、 尾州の酒支配人に関わる記載が五月一八日条に見える。尾州・宮の飛脚 江源組・山田屋の動向の一例として、 嶋屋による、飛脚が取り扱う為登金を 江戸積酒の生産を行った三州 およ

がり 方への送金も江戸支配人の仕事だった「ジ。先の三州・尾州酒支配人も、 段階で全体の四割強を占めており、酒問屋からの売掛金の回収、 重要な役割を担っていた。住吉講経由での酒荷は明和六年(一七六九)の の間に介在した江戸支配人(酒造家から派遣された江戸出先機関)の仲間 金が中心だった(⑥)。これに対し、住吉講は、上方の酒造家と江戸酒問屋 酒造家に対しては、支払い時期を問屋側の意思で決められる為登による送 よる現金輸送 売りさばき、酒造家が江戸での販売に際し問屋選択の自由を確保する上で 寄合であり、江戸支配人は酒造家から送られてくる酒荷を問屋に指図して 1様の役割を担った存在と思われる。 江戸の酒問屋から酒造家に対する酒代金の支払い方法には為替と飛脚に 住吉講もこれと同じ四町組に加え、 (為登) があり、この時代の江戸の下り酒問屋では、上方の 「瀬戸物町組」 「茅場町組」「 なお、本史料中にも見られるが、下 |呉服町組| 坂本町、 新川を加えた六町 「中橋組」の四 および上

文六年 飛脚」が東海道を多数走行している様子などが窺える。 持に留意しているようす、また、八軒仲間の継飛脚のほかにも、 際に時刻を手板の付札に記入して時刻通りの走行をめざし、 であろう。七月八日条およびその次の一つ書きに「道中次所替之相談有之」、 早会所は維持されたが、継所については再度このような証文をとったもの 送するというものだった(10)。 いずれの場合も東海道に十八カ所あった大坂屋の道中継所でリレーして急 共同の早会所に日を決めて集約して差し立てることになっていた。しかも、 屋主導の下で早便物(速達便)についての取り決めを行っていた。これは となる人々に提出を求める文書の下書が掲載されている。これより先、 会所(早物会所)の継飛脚の道中継所(走り飛脚によるリレーの中継地 である。同史料には酒店など大店の参会の様子がリアルに描かれている(๑)。 より初る」とあり、 が 継所の再編がおこなわれた模様である。この「証文之事」には、 大坂屋傘下の早飛脚業者(大坂屋久次郎)、ないしは八軒仲間で設立した 八軒仲間の早便物の取扱いに大坂屋が介入して主導権を握ろうとしたもの 尾州宮、 ぁ 飛脚の輸送システムに関しては、五月十三日条に、「証文之事」として、 早便物は各問屋での直接の差し立てを禁止し、八軒の早便物はすべて Ó た (8)。 (一七四一) 二月に、江戸の飛脚問屋仲間 (八軒仲間) では、 小嶋・貝谷出入も相済」などとあるところを見ると、 島屋佐右衛門家声録」によれ 嶋屋佐右衛門ではこの頃から取り扱いが始まったよう 大坂屋の営業停止後、 ば、 酒店は 七軒となった仲間の 同 輸送品質の維 (享保) 大坂屋の 継送りの 「継走り 大坂 七 元

であまり行わ 関する通知文は酒問屋の各町組内に回覧されたものと思われるが、 が、本史料中でも四月六日付 -速相知申様ニとの事」とあり、 (· 安倍川)、 (安倍川) !中の川支・馬支による飛脚の延着については前回掲載分にも登場する 同十五日条(大井川、 れなかったようである。 などが登場する。 同二一日出の福島走り荷物 つ書きの末尾に「自今とても右之様成品、 (富士川)、六月八日付(酒匂川、上方筋川間 駿州駅路馬支)、同一九日付 四月六日付の酒店行司宛の富士川の川支に 書付の回覧による顧客への通知はそれま この通知文中に (川支)、 同月廿六日より七月朔 「道中川支并馬支及 触事在之候ハ、 (横田川・大井 四月十

注側でもこうした顧客対策を始めたものと思われる。)問題(①などから、とくに馬支が顕著になってきたようであり、飛脚問級度」とあるように、この時期、御用通行の増大を放置した幕府の政策上

之覚」などに登場する源六は、福島店支配人である⁽¹⁾。 年(一七四五)に「非分路(露)見し」追放となった。同所や「福嶋太賃に五〇両を用立てる上州屋伝右衛門は嶋屋福島店の主で、その後、延享二の住吉講からの書簡などがあげられる。また、飛脚問屋の日常のさまざまの住吉講からの書簡などがあげられる。また、飛脚問屋の日常のさまざま事などのほか、七月朔日以降に江戸周辺を襲った洪水の記事、八月一一日事などのほか、七月朔日以降に江戸周辺を襲った洪水の記事、八月一一日事などのほか、七月朔日以降に江戸周辺を襲った洪水の記事、八月一一日

|駅逓志料||を読む会||事務局||物流博物館・玉井幹司記|

- (1)今回掲載分と『東京市史稿』の重複する部分は、「飛脚問屋酒問屋組合へ歎の回は一部の掲載にとどまっている。
- 伊兵衛、河内屋(武田)喜右衛門、加賀屋(丹生)宗(惣)左衛門、紀伊年、三三〜三八頁)。手板組として、嶋屋(中村)新右衛門、嶋屋(長嶋)(3) 藤村潤一郎「島屋佐右衛門家声録について」(『交通史研究』一四、一九八五

録」(児玉幸多校訂『近世交通史料集』七、吉川弘文館、一九七四年、所収)録の「児玉幸多校訂『近世交通史料集』七、吉川弘文館、一九七四年、所収)になる初代の子、宗二で、すなわち俳人大江丸である。「島屋佐右衛門家声いて頓死したことが本史料中にも見える。かかや十兵衛も宗(惣)左衛門いて頓死したことが本史料中にも見える。かかや十兵衛も宗(惣)左衛門いて頓死したことが本史料中にも見える。かかや十兵衛も宗(惣)左衛門の養子、かかや文右衛門も養子という。この口上書に示される他の人名の同じく津国屋は会所名であろうという。この口上書に示される他の人名の高門、大和屋(安川)善右衛門、ほかに津国屋十右衛門があるが、江戸と衛門、大和屋(安川) 善右衛門、ほかに津国屋十右衛門があるが、江戸と国屋(多湖)九郎兵衛、加賀屋(田村)五郎右衛門、小山屋(吉川)庄右国屋(多湖)九郎兵衛、加賀屋(田村)五郎右衛門、小山屋(吉川)庄右 による。

 $\widehat{4}$ 多半島の歴史と現在』一八号、日本福祉大学知多半島総合研究所、二〇一曲田浩和「18世紀の尾張国知多郡東浦地域の酒造業の展開について」(『知

 $\widehat{6}$ $\widehat{5}$ 柚木学『近世灘酒経済史』(ミネルヴァ書房、同右、七八、八六頁。四年)、八四頁。 二三頁。 一九六五年)、三〇五、三〇七、

 $\widehat{7}$ 同右、二五三、二五九頁。同右、二五九~二六三頁。

深井甚三『幕藩制下陸上交通の研究』(吉川弘文館、『社史』(日本通運、一九六二年)、五三~五四頁。「定飛脚発端旧記」(前掲『近世交通史料集』七、所収)前掲「島屋佐右衛門家声録」(前掲『近世交通史料集』 九九四年)、

 $\widehat{11}$

 $\hat{1}\hat{2}$ 一九、二〇頁。 前掲「島屋佐右衛門家声録」 一~一六五頁。 (前掲 『近世交通史料集』 弋 所収)、 九

凡 例

が、 資料の翻刻にあたっては、 通読の便を考慮して次のような処理をした。 原文書に忠実に活字化することを原則とした

いものは原文のままとした。

異体字を含め漢字は原則として常用漢字を適用した。

常用漢字にな

イ

口 明らかな誤字は、初出のみ本文中の (ママ) とした。 内に正字を示し、 または

脱字は本文中に()または(□□脱カ)で示した。

変体仮名は原則として現行の字体に改めた。ただし、 助詞として用

> いられる江 (は)、 ニ (に)、ニ而(にて)は残した。 茂 (b) 与(と)、 而 て 、 、 者 (it), 之(の)、

合字(より、 等)は普通字体に改めた。

踊り字は、 漢字は「々」、仮名は「ゝ」「、」「

トヘホ

最小限の並列点(・)や読点(、)を付した。 清濁は原本のままと

□で示し、字数のわからないものは[虫損・汚損等で判読出来ない文字については、 」を採用した。 字数の判るものは

重複した文字、文章には右傍に(衍)と示した。

IJ

ヌ

チ

貼紙、異筆等は「 」で示し、() 内にその旨を示した

ヲル 闕字は一字あけ、平出は改行した。

引用の書簡・証文等の前後に一行挿入した。

編者の加えた注は()で示した。

ワ

(表題

一六

壬 寬 保 弐 年

戌 三 用 月 留 吉 第二

日

戌四月朔 日より亥閏四月迄

毎日入用之儀并商売筋之儀ニ付、 而此日記江留置可申事 末々迄も用立候儀者、 居合之内心付

三月十八日出ニ大坂より当地泉甚 番之控ニ在之候 Щ 宗 手前 一軒江連 状 来候 趣、 H

三月廿六日・廿七日両度当地寄合御 陸候、 廿六日 軒 廿七日 七

せ候積、 軒寄合之上、大坂より申来候先状之義、江戸より七日物ト仕候而差登 継所へも申遣候筈候由 行司山宗

仲間ハ壱〆匁ニ付八百文かへ

封状壱通ニ付

大状見合

用方七日物壱メタ、壱貫四百文かへ

右四月朔日より始メ申筈

四五人も鹿嶋御寄被成候付、是ニ而内意申下書見せ申候処、又候加筆 酒店問屋衆中御行司方於大工町御寄合三月晦日ニ在之付、願書差出度 沙汰可在之旨被仰候 旨町内上嶋なとへ内意申遣候処、下書加筆等も被成被下候、 而左之通差出し申候、 則大行事中橋にて首尾能キ思召ニ而納、 然所近辺 追而

乍憚口上書を以御願申上候

御仲間· 付被下候ハ、、 候間、何卒向後御勝手ニ相詰、外御役人衆中同前ニ相勤候様ニ被為仰 在候へ共、御行司様御差図を以退参仕候へ共、御出入之私共儀ニ御座 一同二被為仰付可被下候、然者例年御参会御座候節、 前以申上候通、御取立御出入之私共儀ニ御座候へハ外実疎ニ不奉 猶以御用等御大切二相勤、 中様御登せ御用向無御残私共方江被為仰付被下候而忝仕合奉存 末々ニ至候而も外聞旁以忝仕合奉存候 遅滞無之候様ニ可仕候、弥不相替御 御勝手迄相詰罷

右御願申上候通、 宜御取成被遊被下候而、 願之通被為仰付被下候ハ、忝

奉存候、以上

寛保弐年 戌三月晦 日

大坂相勤罷在候

嶋屋左右衛門

かかや惣左衛門

五郎兵衛 伊兵衛

十兵衛

きの国や九郎兵衛 小山や庄右衛門

大坂相勤罷在

同断 大坂相勤罷在候

嶋屋新右衛

屋五郎右衛門

大坂相勤罷在候 大和屋善右衛門 文右衛門

利助

大坂ニ相勤居申 候 河内(屋)喜右衛門

酒店御当番

御行司様

差支有之、難儀仕候由惣飛(脚)中より申来候、依之各様御状之儀ハ少々 より御尋被下候付、飛脚之者江も急度申遣候処、先月廿九日出飛脚、当三 道中川支并馬支及数度、何方之飛脚も同前ニ而御用向延着仕候段、先達而 日駿州吉原宿より申越候ハ、富(士)川支ニ而御登り御荷物五六百駄余も 《共早ク相届申様ニ工面仕候、 先延着可仕御断申上度如斯御座候、以上 嶋屋左右衛門

印

酒店御行司様

・憚御町内順々御廻し可被下候様ニ奉願上候、 以

嶋新七様・岸田屋次郎兵衛様江渡候由被仰候付、此両家へ頼上帰候 四月九日二中橋下地行司岸田屋仁兵衛様へ参候而相頼候、 新法之事無用との事ニて、当日埒明不申候、則此趣行司町之内西宮仁 切之用事も相頼候方々江改人同格ニ而、勝手向取持とハ難申事、先々 新法之事故、無用之由御相談出来候、内意承候へハ、手板組之義ハ大 相詰罷在候、大行司ハ則瀬戸物町故、御取持被成被下候へ共、願之趣 同十日、大参会坂本町いせ屋方ニ而在之候付、右書付之趣ニ而勝手江 之義も前々より壱荷御見廻として被下候処、此義も此度相改、 兵衛樣被仰渡候、別而内証共御世話ニ被成被下候由及承候、扨又蒸籠 然所行司高 弐荷御

事ニ候 出し被成候事披露仕 へ共、此義ハ行司方町内故何共不存受納仕候、 自今之義ハ前々之通、壱荷ニ被成候而可然候、 一候へハ、是以新法之義、壱荷ハ御返進申様ニとの 是ハ行司之無念 此段可申様と

|内証承候へハ、江戸屋源右衛門よりも御見廻として、 衛門一荷、手板組一荷として来候へハ、是ニハ由縁之在之事ニ候 り何れもへ用事被仰付候へと申事ハ難申達候、諸事多御座候御方 書付之義ハ披露可仕と被仰候而、御留置被成候由、兎角行司共よ り之義、右之仕合ニ付難義仕候間、何分奉願上候と申願書出候付、 之様成品、 馬支之義書付出候事も茶番評定ニ而首尾極上ニ候、 壱荷ハ返進可然候、 ハ、、受納被成置候而も可然事、御返し候ハ、手板より来候も、 候間、壱荷ハ返進可然候、江戸屋源右衛門より持参候物ニ而候 二而御帰し被成候由、扨又手前より蒸籠弐荷出候事も新法ニ御座 様ニハ可申付と思召候方御座候ハ、、其段ハ勝手次第と被仰候由 則願書持参仕候、其趣ハ私共下り用向ハ沢山ニ而罷下候へ共、登 進仕候とて御返し被成候、其後源右衛門・京屋佐兵衛両人来候 れも用事御頼申ニ而も無御座候へハ、受納も成かたく候ニ付、 出候処、行司方より被仰候ハ、此度御見廻として被下候へ共、 重而願申事可然と被仰候、内証物語共二候、先達而右川支・ 留置候と申事ニ而相済申由、先此度之願ハ早速ニハ相済かた 触事在之候ハ、早速相知申様ニとの事 併此義ハ源右衛門ニハ由縁無之事、嶋屋左右 自今とても右 前 返 何

目 十 先ニ手前より引下ケ可申と申事ハ不入物と御座候付相止候 へ物語被成候而被下候様ニ鹿嶋頼候へハ、其段評定御座候上被仰候ハ、 右大参会之砌、 日二呉服町津国屋徳兵衛様客伊藤久兵衛様へ御着祝義として大平 候、手紙上書ニ津国屋・伊藤両名ニ而遣候処、 賃銀此方より引下ケ可申段申出へきと、 両名返事ニて納 内証町内御衆

へも猶又頼置候 日ニ立木・白子屋昨日之礼罷越候、 今日より次行司 Щ 藤 田

> 卯月十七 久兵衛殿用事出申候 Ę 今夕三州御支配呉服町津国屋徳兵衛殿方御坐被成候伊

酒 店参会之砌江源組より願出申候書付、 かしま七兵へ殿より見せ被下候写

憚口上書を以御願申上

度大坂組合拾壱人并ニ山田屋八左衛門連判請負証文相改指上ケ可申 候、申上ル迄無御座候へ共随分御大切ニ入念相勤可申候 差上置、数年来御用要無恙相勤来り候私共組合之儀ニ御座候へ者、此 組候者并下働之者共迄大勢難儀仕候、 商売相続難相成候、左候得者私共組合者不及申上ルニ、道中筋所々取 推参仕、御願奉申上候、此度御仲間中様御用被仰付不被下候而者、我々 要被仰付不被下、難儀至極奉存候、今日御参会被遊候儀承知仕、乍憚 先達而委細口上書ヲ以御願奉申上候処ニ、 別而忝仕合奉存候、其後度々参上仕、 勿論先年我々組合請負連判証文 御 御参会之節御披露被成下候 ·願奉申上候得共、未御 用

右之趣被為聞召訳、 方へ御用要被為仰付被下候様幾重ニも御願奉申上候、以上 御憐愍之上、 御願申上候通御承引被成下、 右 八左衛

寛保弐年壬戌

四月

大坂会所元 江戸屋源右衛門

印

同組合

森田屋左兵衛

亀屋小左衛門

亀屋善左衛門 戸屋源兵衛 印印印印印

江

:国屋惣左衛門

江戸本両かへ町 印

田屋八左衛門

御行司衆中

右四月十日、 坂本町 いせ方而相願申

候由ニて方々御頼被成候付、 四月十三日夕、大黒屋藤右衛門殿へ金弐百疋遣候、 奉加ニ付遣候 是 八出 家取立被成

酒店江願書差出候写左之通遣候、 江四月十八日ニ出候 大行司溜り屋四郎兵へ様 · 宇野

乍憚書付を以御願申上

御用向被為仰付被下候私共義ニ御座候へハ、右御参会之節、若御用等 願申上候処、委細御当番様より被為仰付奉承知候、此義乍憚御大切之 先達而書付ヲ以御願申上候通、 旁別而忝仕合奉存候、依之憚ヲも不顧、又々御願申上候 奉存候、 可有御座御事ニ御座候へハ、御勝手ニ相詰不罷在候而ハ不都合之儀共 何卒御願申上候通ニ被為仰付被下候ハ、、組合不及申、 御参会之砌ハ御勝手ニ相詰メ申度趣御

御座候付、 早速違背不仕御請可申上筈ニ御座候へ共、余程相違仕候、尤道中筋銭 段、先達而より申上度奉存候へ共、少々意味合之儀奉存候而、御参会 為御登賃銀之義、是又被為仰付奉畏候、此義少々下直二而相勤可申上 下ケ候様ニ被為仰付候へ共、是又右諸掛り物之訳ニ而御願申上置候、 方角ニより御存知不被遊候諸雑用掛り物多在之、乍憚思召之外成義共 下直ニハ罷成候へ共、御当地相場程ニハ無御座候、 之節も差控不申上候所、此度賃銀引下ケ候様ニと直段之儀も被為仰付、 へ共、乍憚御願奉申上候、此段被為思召分ケ御当番様より宜布御披露 何分御了簡被成下候者忝奉存候、 右両用願之通被為仰付被下候ハ忝仕合奉存候、 御願申上度奉存候、外々御得意様方よりも直段之義壱匁引 此度違背仕候筈ハ無御坐私共御座候 惣而届方脇々所々

嶋屋左右衛門

手板組中

酒問屋

御当番御行司

当廿日 深川いセ屋源七と申茶屋ニ而大坂屋茂兵へ殿方より被申入、

> 二重 礼旁之由 针 五菜饗応在之候、 仲間六軒、 手前より 惣助遣 候、 混乱已

り状来、則江戸店上嶋殿へ遣候所、 三月廿八日出早便ニ伊丹酒屋衆より江戸伊丹店中へ連状到来候ハ、 より相廻り申候由、尤左之通ニ而候 戸屋源右衛門数度願申候付、伊丹行司油屋庫太郎殿・上嶋八三郎殿よ け講ニ入申候、 甚左衛門町木綿屋平兵へ殿無尽被相 廿一日両国茶屋ニ而初参会在之候、人数卅弐三人 鹿嶋勘兵へ殿伊丹店行司ニ付、 頼、 鹿嶋より世 話 拠金壱両 是 江

場町、 兵へ様、 籠無用との事候 宜奉頼上候との旨申廻り候、 へ様・高嶋喜三郎様、呉服町、鴻池久兵へ様・堺屋茂左衛門様、かや 五月十日二酒店增参会於坂本町在之候付、先夜行司方中橋、山本甚兵 道明徳左衛門様・菊屋次兵へ様、当町、内田宗兵へ様・上嶋宗 此旁(方)々様へ相廻り、 則町内茶番二而内意承候処、 先達而書付ヲ以申上候趣共、 御見廻之蒸 明日

同夕、中橋・呉服町・かやは町・新川行司方江直段定預御苦労候段、 礼ニ廻り候、并住吉講行司坂本町かも屋源介殿江断之書付遣置候、 ハ下地之通ニ而候、只今相場四貫百五十文位仕候ニ付、 へ伊丹本家より手代市郎兵へ様御下りニ付、 十一日、呉服町丸屋庄兵衛(「嘉兵へ様跡也」と右に横書きあり) 十日晚、当町茶番ニ而被仰付候、酒店金百両ニ付十一匁ニ相定候、 左之通相認候 **肴両種御見廻ニ遣候** 右之通ニ成候 其外 則

口上書を以申上候

以上度、年憚口上書を以奉申上候、 ハ昨日御酒店御参会御座候而、 依之自今金百両二付、賃銀拾壱匁二仕候様被為 間樣御用向不相替被為仰付被下候而、外実旁以忝仕合奉存候、 御講中様御用之御儀 弥不相替幾久御出入仕候様二奉願上候、 為御登金子賃銀之義引下ケ候様被為仰刊被下候而、外実旁以忝仕合奉存候、然 御同様二被為 仰付被下候樣御断申上 仰付奉畏、 御請

戌五月十一

屋佐右衛門

吉講御衆中様

行司様

之内、別而年寄分之由ニ付参候 十一日夕、小あミ町西宮仁兵へ殿へも御礼ニ罷越候、 此度当町御行司

事ニ取込、何共御挨拶難及候と申返状ニ候 趣ハ、御状被下致拝見、登り早物届方之義被仰遣候得とも、 十一日ニ江戸七軒行司いつミ屋より江戸屋源右衛門方へ返状登り候、 今以相談

十三日、西宮仁兵へ殿へ肴進物遣候、此度礼旁并伝馬町松坂屋久兵

殿、本町小森次郎兵へ殿普請出来進物遣候 仲間寄合道中継所之義、 所々証文取候、下書左之通

L 立之事

上ハ何方成共御差図之所迄御渡シ被置候合印之道踏、御定之通無滞相所より御仕立継飛脚御出し被成候付、私共請負申所実正ニ御座候、然東海道仕立継飛脚之義、今度七軒「其地七軒今度除キ」(貼紙)御会 勤メ可申候 海道仕立継飛脚之義、今度七軒「其地七軒今度除キ」(貼紙

儀ハ京・大坂加筆仕候」(貼紙)御城内御用并御大名様方、其外御武 御公儀様御法度之義ハ不及申京・大坂「急度相守可申候、尤持送り之 相勤可申候 家様方御用御状箱之儀ニ御座候得者、 持飛脚之者随分慥成者ヲ吟味仕

候、跡々刻限切候儀有之候ハ、、末々ニ而埋合、刻限無相違相勤可申其時々差被出候送り手板、付札之所江請取渡シ刻限銘々相印差送可申 早会所御飛脚請負之内、外々より相頼候共請合之義ハ不及申、持合等 之候者、私共前後立合、 道々届物之義、随分入念取落シ・持越等無之様ニ可仕候、万一取落有 候、若川支等其外差支之儀御座候者、手札相添差送可申候事 合之義末々迄御構被成候共、 切仕間敷候、 万一御聞及被成候者其元御飛脚御取上ケ被成、 急度尋出シ、少茂御苦労掛申間敷候事 其節一言之儀申間敷候

> 早会所之外請合者不及申、 軒之問屋之内直名ニ而出 候儀御 座候共、

切継立申問敷候事

手板

外々より茂上下共継走り飛脚多御座候 被下候事 ヲ見覚不申候者と持替為致申間敷候、 賃銀之義ハ道割を以御定之通可は。 万一道ニ而持替仕候共、面

苦労掛申問敷候、 中筋請合之場所ニ而如何様之義出来仕候共、私右之通無相違御請負申、慥ニ入念相勤可申候、 為後日請負証文仍而如件 私共罷出急度埒明、 継仕立飛脚之義ニ付、 少も御 道

月日

五月十四日ニ

右之通 下書 相廻り候

五月十八日

尾州宮、小嶋権兵へ殿より五月十三日出ニ書状到来候、 七軒屋相談、道中継所極之事盆後と申事之由ニ今日相談相究候 其段江戸竹本吉蔵殿へ被仰遣候付、 付懸御目 上り金之義、半田村(「長左衛門」と左に横書きあり)へ頼遣候ニ付、 候とて、 小嶋より来候趣也 吉蔵殿より之返状半田村より来候 趣ハ三州支配

先月廿日出之貴札忝拝見仕候、 方別条無御座候間、 、乍憚御心安思召可被下候 弥御堅勝御入被遊候由珍重奉存! 此

嶋屋左右衛門殿へ用事相頼申候処ニ、当正月より大坂飛脚組合下り被 両人ヲ以三州支配人中へ御頼被成候ハ、大坂組合之義ハ先年より御名 主中嶋屋佐右衛門殿へ相頼申候間、 大坂屋茂兵へ殿飛脚 御公儀様より御取上相止り申候ニ付、去暮より 熱田嶋屋権兵へ殿より被御頼被遊候由委細被仰下奉承知 、中不残相談之上、山た屋八左衛門殿へ用事申付候、 何とそく〜此後山た屋八左衛門方へ御用被仰付被下候様ニ、支配 殊二尾州宮、貝谷権左衛門殿、岡崎伝馬大坂屋平左衛門殿、右御 義理合出来仕候、 然所ニ私義ハ留 せつなき時分ニ

有之候間、 嶋屋殿相頼、今更山た屋へも難申付とて、私方より上り金弐万両程も

三州支配不残 嶋屋左右衛門殿へ相頼

尾州支配不残 山た屋八左衛門殿へ相頼

小栗長左衛門様四月九日

竹本吉蔵

量品

一 十九日 小嶋久兵へ殿・隣鹿嶋七兵へ様、酒店直段旁御世話礼ニ肴両右之書面宮より被差越候而、五月廿九日ニ宮へもとし候

銀六匁五分 荷物五匁八分 中国金 九匁五分一 十九日夕、当町茶番より呼来候而被仰渡候種ツ、遣候

廿四日 呉服町福山清兵へ殿御出被成候而御物語、江戸屋源右衛門よ右之通ニ仕候様ニと被仰渡候而、相談可仕候様ニとの事ニ候而帰候

懇意ニ致候旁(方々)さへ如此ニ候へハ、賃銀之義も押而不り請負証文、通帳、肴鯛・蚫なと進物仕候との御事、然時ハ

ハ、先達而少々割違有之候との事故、直り候ハ、其通請合可被申候と被仰渡候趣ニて受合申了簡ニ成候、併福山殿被仰候

司引《云写丁:百子壹等青出矣、多生兄簑周一女,再申事二候

十九日夕、山田屋八左衛門方早状仕廻延引候故、急キ候様ニと(同日 伝馬町白子屋普請出来、移徙祝義鯛一枚・海老遣候

より直仕立ニ仕候由へ持来候処、及延引候故、いつミ屋ニ而請取不申候由付、山た屋つミ屋」抹消)七軒会所より申遣候へハ、漸出来候而いつミ屋方

下ケ候様ニ被仰候、度々願申候へ共埒明不申候付五月廿五日、酒店振寄合在之付口上書差出候、左之通也、諸荷物共引士三日ニハ山城屋宗左衛門殿名前披露饗応、両国茶屋ニ而在之候と屋敷より申来候とて、北村より取次在之由披露御座候上世四日 七軒寄合在之候ハ、尾州宮小嶋継所之義、今暫相待呉候様ニ

乍憚口上書を以奉申上候

仰付候様奉願上候仰付候御儀御座候へハ、難違背仕奉存候、弥不相替御用向幾久被為為御登賃銀之儀引下ケ候様ニ被為「仰付奉畏候、則御相談之上被為

世上賃銀之儀ハ各様格合ヲ以御請負仕候事ニ御座候へハ、夥々敷相違世上賃銀之儀ハ各様格合ヲ以御請負仕候事ニ御座候へハ、賜越迄不相待歩行越仕、馬支御座候へ、、忠越さへ御候儀御座候、各様御用之儀、道中川問・馬支御座候共、川之越さへ御に、大事をでは、佐之左之通名題書付、各様へも差出置申度奉存候、本之差別御座候故、依之左之通名題書付、各様へも差出置申度奉存候、本之名題之御願申上度如此御座候、以上

上方金百両付 賃銀

中国金百両付 賃銀

日永荷物壱〆匁付 賃銀銀壱貫匁付

酒店御問屋衆中様

大勢之内ニ何角と被申候方も在之付、日永之名題も無用ニ仕候而、左五月廿七日、当町茶番ニ而被仰渡候ハ、先達而書付も御出し候へ共、

兼候ハ、重而願候様ニと御座候付請申候 之通ニ致候様ニと被仰候間、先一ケ月、二ケ月相勤候而、 是非〈〈合

只今両替相場

中国金百両ニ付上方金百両ニ付

拾壱匁 九匁五分

四メ百四拾文位

右之通二御勤可被成候 五月廿七日

同荷物壱メ匁付 上方銀壱メタ付 六 七 匁 匁

御払被成候筈也、 此通賃銀当十二日より 九日迄ハ

前之通也

酒問屋中

如此成書付来候

廿八日、 酒店中不残廻し候

申候、以上山形忠左衛門様向弐軒やけ申候付為御知当廿日夜九ツ時、摂州青木村

如此書付 遣 候

同八日ニ酒店中、 六月朔日、文右衛門病死被致候、寺ハ浅草 町々江書付遣候写

之儀ハ慥成事相知不申候、 酒匂川先月廿七日より越無御座、漸昨日より歩行越御座候、上方筋 此度川間・馬支可有御座候、 御用向延着

仕候付御断申上候、以上

六月八日

嶋屋左右衛門 手板組中

猶乍憚御町内順々御廻し可被下候

右之通 北新川 新堀 中橋 /伊勢町 呉服町 ほりとめ 坂本町 瀬 戸 物町 かやは町 本船町 /大伝馬町 南新川

売場弐軒別紙

九日ニ触状出候、 林善三郎 尾州笠寺辺一里四方天白川堤西切入水仕候、当月二 坂口茂右衛門 小網町辺銘々江

日洪水也

弐百両借用之願候へ共、一切埒明不申挨拶申候へ共、六月十一日二上州屋伝右衛門殿へ金五拾両取替、則預 五十両取替遣候 則預り手形取置候、 源六挨拶分ニて

同十日夕、住吉講行司一文字屋喜右衛門殿へ十三日参会見廻之頼申出

十三日、 住吉講江御見廻仕候而上首尾、 行司方 村上 松本

山路 一文字屋 一文字屋 伊丹屋

〆九人 岡田安兵へ あこ屋

嶋屋五郎兵へ殿義、十二日出ニ罷立被申候所、 品川宿迄持込、山城屋飛脚市右衛門世話いたし被申候由、替り飛脚ニ ハ、与次兵衛差上せ候 高縄ニ而急死被致候而、

州駅路馬支ニて延着仕候、御断申上度如此御座候と申書付 十五日、酒店触、大井川先月廿六日より当九日迄川越無之候、 中橋 こふく町 坂本町 かやは町 北新川 其外駿

南新川 新堀 /いせ町 (ほりとめ 瀬戸物町

右之通一枚ツ、順々御廻奉頼上候

十八日、善永寺礼物等、五郎兵衛分仕廻候

同日、五月廿五日・廿八日一所ニ金谷より次兵衛持込、 又六月二日利兵衛、五日出庄五郎両人も今朝入相届候 昨夜入今朝届

横書きあり) 今般飛脚延着之義ニ付、御吟味被成被下候段尤至極儀(「仕」と右に 候、 併世間一同二飛脚上下共及延引迷惑奉存候、 又候跡

飛脚延着御断申上度如斯御座 上候、 以上

留川 十三日午刻より ·四日未刻迄 大井川 十六日辰刻迄 十三日申刻より

し十七日夕夜越無御座候由

安部 Ш 十六日之夜越無御座候

上候 右いつ れも一切越無御座候、 飛脚着次第早速御届可申上候、 先御断

六月十九日

中橋 新堀 こふく町 南新川 坂本町 いせ町 瀬戸物町 かやは町 伝馬町 北新川

六月廿六日

嶋屋五郎兵へ殿所持金残りさし引、 メ金五両ト銭八文今夕差登せ候

右いつれも書付両所共委細ニ遣候 京新太郎所持金差引メ銀三匁五分と銭百廿壱文、今夕差登せ候

嶋屋五郎兵へ殿持銀差残十八匁八分四り、六月廿六日ニ差登候

戊六月廿五日二三州酒御支配人中より手紙来候写 以手紙申上 候、 時分柄暑気甚二御座候得共、 弥御堅固二可被成与珍重

為登金銀太 相払申度候間、其通り被成可被下候、 延引ニ罷成候、依之打寄相談仕候所、当年より金百両ニ付賃銀八匁ツ、 (駄) 賃之義、我々共下着之砌、 右御得意度如此ニ御座候、以上 早速可得御意之所、

三州支配人中

六月廿五日

六月廿

九

H

延命院様へ家内安全之御祈祷奉頼候、

代金壱歩差上申

同日、 千代倉金兵衛様へ鯛弐枚六百文ニ而買調遣申

同日、 申札付有之、右金子も可登伊兵へ殿へ渡ス、か(加賀屋)宗左衛門・嶋屋五郎兵へ殿持金改申候節、金壱両白紙ニ包五月六日勘定之余りと 上嶋庫太郎様へ鯛弐枚六百文ニて買調遣申候

か (加賀屋) 五郎右衛門・嶋 (屋) 新右衛門立合

本多兵庫守 (頭)様へ七月三日之内喜右衛門、佐右衛門ニ相成り参上

福嶋走り荷物六月廿一日出、 兵衛ニ持セ差登申候 日宗兵衛同日一所二着仕候、 右弐立とも二日昼立ニ三太乗りニて、 道中川支ニて七月二日ニ到着、六月廿六

両弐分差登候 二日番ニ弥兵衛丸四太ニて差登申候、 尤道中多ク御座候而、 乗り代壱

座候ニ付、七月四日ニ着仕候 五月廿一日出天満屋便り、阿部川六月廿六日より七月朔日迄川越

無御

福嶋走り糸荷物飛脚勘四郎、六月廿二日出持上り、 候而相届申候由、右日の屋と新屋ト壱箇宛之内、糸七把入違申候由、 吟味遣候様ニ被申候由、新屋殿行壱箇も少々ぬれ申候、是ハ段々詫致 衛殿行壱箇殊之外ぬれ申候、別而封印すれもめ六ケ敷被申候、福嶋へ 其通ニ而登セ候所、京都より七月十日夕出ニ申来候ハ、ひの屋五郎兵 と而、着之砌吟味致候へハ、別条無之候と清六・勘四郎共申候ニ付、 月二日ニ着仕、同月廿六日出清六、同日ニー所ニ着、則京都へ飛脚仕 立差登申候、九日夕ニ京着、然所勘四郎義、道中糸壱箇打込候噂承候 道中雨天ニ而、

是ハ右噂之通ニ勘四郎道中ニ而封印切、糸荷ぬれヲほし、 ハ山八方へ遣し申候、左様ニ御心得被下候与被仰候由、 七月十四日ニ配り茂兵衛ニ高嶋新七郎殿ニ而被仰候ハ、 七把ツ、入違候由ニ被存候、右之通福嶋へ急度申遣候 殊ニ荷主方申来候て無拠義ニ付書状ヲ遺候、 金子ハ御手前へ 七月より書状 段々江源方よ 取急候而

五日印ニて遺候へハ四日市迄三十弐三時ニ参候、 頼可申様御申被成候由 三分宛ニ候 六日印六十四匁弐分

嶋太賃之覚

金三両弐分弐朱、是ハ近江飛脚持金渡

是二三拾七匁五分増

. 弐百五拾五匁、内百九十匁江戸より京都迄也

上 仕立不申、 (而六拾五匁ハ福嶋より江戸迄太ちん、此銭四〆弐百文、 三〆六百文宛飛脚渡、 綿荷壱弐駄も相立可申事 残り六百文宛会所徳用、 されとも糸荷計 此内弐太以

右ハ上店五間之衆、 先年より上店之分少々下直 二御座候

曲

右之通り源六方より申来候

人衆直段金三両弐分弐朱、 近江飛脚

此内百九拾五匁京都迄太ちん 右に三分まし

〆六拾七匁五分福嶋より江戸迄太ちん

此銭四貫三百六十文

飛脚渡方右に同、尤太数御座候節

江戸荷物壱駄ニ付八拾五匁ニ相

極メ申候

或ハ百文ツ、之引哉

/々引遣

可

单

義も可

右之通り源六方より申来候

塚本屋吉兵へ殿出らうそく壱櫃、七月廿四日ニ入

七月廿三日ニ酒店町々行司衆へ廿四日ニ参会御座候 ニ付万端頼

七月廿二日、 山八方より両人御願ニ上り申候由

廿三日ニ裏の茂兵衛方より嫁取候ニ付肴越候

右之肴秋田新助殿へ見舞ニ遣候

廿四日、 本多兵庫頭様御発駕被遊候二付、 其上金子弐百疋御目! 喜右衛門御見

録被下

送り二品川迄参候所、 罷帰り翌日御礼ニ参上仕候 御料理・御酒被下、

福嶋荷五太飛脚ニ渡シ切ニて、 七月廿六日昼立差登候

> 廿八日二、十七屋荷物紛失之願 川崎加庄村対支有之、宗助見舞ニ参候 水野下 野 守 様へ 罷

出

藤

沢

御奉行様被仰候 今道中ニ左候者有之候而ハ、諸人之難義ニ罷成候趣、 ハ、此度之義飛脚之者尤ニ存、 吟味致スニハ 吟味ハ急度致ス 不有、

と被仰候 紙店衆中八月朔日二御参会被成候而、 直段引下ケ候様ニ被仰、

申候、 下谷・深川辺水入候所、二日未刻より天気罷成候、 依之七日ニ泉屋と両人願ニ参候、何分三割下ケニ而難義ニ御座候、 是迄之直段ニ三割下ケ相談相極メ申候、自今右之通ニ払可申と申来候、 七月朔日未刻より大雨風ニ而、町々通路も難成、翌二日より本庄(所)・ 直し被下候様願申候、御支配人中御留主ニて御座候由可申聞と御座候 兵衛と両人参候、相談出来不申、 往来不罷成候、 新大はし杭三本流、 翌二日ニ御行司より手紙参候、 往来留り申候、 永代はし杭七本流 是ハ五日夕 賃銀 御

御普請被仰付候而六日より往来致候

四日夕諸方堤切込増水仕、本庄辺家居不残屋根計相見、 (千住)・にん宿 (新宿)・ かすかへ(春日部)辺屋根計相見申候、 惣してセん手 諸

方死去人何千人と云事不知

戸田川・周 御公儀より御助舟数百艘出、皆々是二取乗り、江戸へ上り罷 深谷・熊谷之方右 (同) 断、高水之程難尽筆紙 在 候

亀井戸之天神様、 屋根の置瓦計見申候、後人是二而可察者也

下谷辺屋敷之内、皆々床より上四五尺も上り申候

申候 七月七日ニ本庄・深川・下谷得意衆へ水見舞遣申候、 進 物帳二相記置

江戸より 町人衆皆々食 (飯)かい銭抔施行致候

酒井修理様御屋敷より毎日食御出被遊候而、水入の人々ニ 七月八日、 七軒会所寄合御座候而、 道中次所替之相談有之 御施被成

北村手代衆より中間手紙来候由、 尾州宮、 小嶋・貝谷出入も 柏 済申

候

次所之義、 別川岸・ にん宿之辺高水江戸ニ同 二六九ハ小嶋へ、一四八ハ貝谷と申事ニ候

御番所ニ而流死人御ひろい上被成候所、 八日之日、 七百 五十人有

八月十一日ニ住吉講中様より御状来候、

共無異儀罷在候 以手紙申上候、 先以各様弥御堅勝ニ可被成御座と珍重ニ奉存候、 我々

御働可被下候、右可得御意如此二御座候、已上 致し及難儀候事多ク御座候間、 近年下り書状延着致、彼是間違多不勝手ニ御座候所、 当年者折々大雨二而道中筋川支有之、御互ニ気毒千万ニ奉存候、 此段御考弁被成、 此後延引不仕候様ニ 別而今年ハ遅滞

月十一日

住吉講中

手板組中 嶋屋佐右衛門様

候へと申遣候 右之通申来候ニ付、十二日ニ大坂へ申遣候、 書状着次第先状御立被成

て在之候 茶店参会例年八月九日在之候所、 此度之高水ニて同十八日浅草藤やニ

門様、右之賃ニて不勝手ニて御座候故、何分被下候様御願申上候所、 是計二て寄合も付不被申候との御事、 や・手前方へ書付廻り申候、依之行司村田善左衛門様・小津次郎左衛 紙店参会之上御相談在之、是迄之通り諸事三割引下ケ候様ニといつミ 依之左之通りに願書差出し申候

乍憚口上書を以御願申上候

畏、早速御請可申上筈ニ御座候得共、当春より者近年無之道中筋川々 此度為御登飛脚賃銀之儀、銭高直ニ相成候付、引下ケ候様□被仰付奉 満水数多御座候付、思召之外諸懸り多御座候而難儀仕候付、度々御願 忝奉存候、 付御願申上候、 殊外下直成直段相成迷惑至極仕候付、 是迄之賃銀ニ三割引下ケ候様被為仰候、左様御座候而者、 何分宜御了簡被成下、 左之通直段被仰付被下候候ハ、思召をも不見かへり、又候以書

> 金百両 上方 十一匁五分 七匁五分

右之通被仰付被下 銀一〆匁 ·候様奉願上候

> 金百両 宮迄

> > 十一匁

七匁

寬保戌九月 紙店御行司様

しま屋左右衛門

いつミ屋甚兵衛

右両人より九月晦日願ニ参候、

いつミやよりハ与兵衛

戌十一月四日より江戸附出し馬駄賃弐百五拾文ニ成 手前より庄右衛門

兵衛御目ニ懸申候、尤小沢様より両町行司名ニ而添廻状被遣候、先添状之 而、十一月十一月八日廻状認、小沢様へ紀(紀伊国屋)九(「郎」欠ヵ)而呉服町行司小沢文右衛門様御跡行事中(河)仁兵衛様・布や様御世話ニ 戌十一月十三日ニ堺町高砂屋伊兵衛方ニ而住吉講中へ御酒(差)上度願

来十三日嶋屋佐右衛門殿より住吉講中へ御酒進上被成度候由行司方よ 成被遣可被下候 り宜敷御披露仕呉候様再三御願御座候間、 各々様御揃早朝より御出被

十一月八日

呉ふく町行司

尚々嶋やより御廻状、若書落候ハ、御書加へ可被成候、 せと物町行司

尤行司判

御おし被成候

住吉講御人数

茜屋宇兵衛様

ざこや市右衛門様

前河茂右衛門様 中河仁兵衛様

西宮十次郎様 かも屋源介様

○豊嶋屋宗八様

満願寺屋平右衛門様

竹屋太右衛門様 差塔善右衛門様 千足長十郎様

神戸伊兵衛様

岡田安兵衛様 ざこや弥右衛門様 坂口茂右衛門様

I権七様

山路兵蔵様

文字屋清介様 文しや清兵衛様

あこや喜兵へ様

林善三郎様 伊丹や吉右衛門様

> かしま伝七様 村上源右衛門様

真宜次兵衛様

十文字や平吉様 小沢文右衛門様

津国屋新兵衛様

〆廿九人

手前廻状文言

松本次助様

の下に左の2段の文字列が配置 、原文書では右の2段の文字列

口上

御揃 御苦労御出被下候ハ、忝可奉存候、若御用程も不奉存候 俄之儀御座候得共、 被下候様奉願候、 来十三日堺町高砂や伊兵衛方御酒進上仕度奉存候、乍 以上 へ共、何とそ不残 嶋屋左右衛門

右御人数方角順ニ相廻候様廻状認候

手板組中

日相廻可申様被仰候 右廻状十一月八日廻し度候趣小沢様へ申候処、 今日売 買 附 テ日 故、 明

十一月十二日又々別紙銘々遣ス

口上

可被下候、杉原四ツ切ニ致、銘々名当致為持遣ス明日弥無日違乍御苦労御出可被下候、尤御同心御座候ハ、御誘引被成

今用来手板也、同十一月二日利兵衛より荷手板共切手板被成、 戌十月廿九日より卯兵衛便より道中用多候故、金手板、 より本とぢニ致用候 切手板ニ致、

同多兵衛便 宗左衛門

即只

候ニ付、已後も□(各カ)其段可相心得旨被仰渡候、併年内余日無之 より八左衛門請合之証文取置候間、自今用向多少共相渡候様ニと申来 其上是迄不相渡候付、無心許候由、依之当方ニて江戸屋源右衛門組中 と右に横書きあり)在之候而呼来候、 戌十一月晦日晩、西宮講中御寄合(「坂本町いセ屋太兵衛方ニて御寄合 心得候段申遣候、上方金主之事ニ候へハ無是非候と被仰候、右之儀付、 名左之通之御方へ廻状来候ハ、其元山た屋八左衛門義、 、上方より相替候義申来候ハ、 明春よりハ右之通ニ可仕候間、 宜御返事奉願与申事申廻り候 一通申渡候との事、 西宮連中左之通連判ニ而当地連 名染も無之、 則返状ニも相

十二月六日

可申筈二候 京橋馬屋江金拾両かし申候、 即手札箱ニ有、 出番毎に弐百文ツ、引遣

十二月十一日

請取、尤内田宗兵衛殿より引渡書付有之 町内太々講帳三册入箱者懸金五拾両壱分卜、 せに (銭) 弐百九拾四文

と申者、 亥閏四月九日、 追落ニ荷物とられ 七軒早走り之者、 越前屋八右衛門 (八兵衛カ) 内権六

同事事と被仰付候、 付候ハ、其方儀ハ時之行司故、 嶋長門守様御願申上候処、追落相知候ニ付、六月十二日ニ越前屋八兵 七軒早飛脚相勤申義御差留メ有之、十三日朝六ツ時手前御召ニて被仰 衛御召ニ而、八兵衛・権六共ニ御赦免、八兵衛義ハ外之商売ハ無御構、 山城屋義ハ格別之義、詮義之事有之故御免なく候 か、り合候相知候上ハ、外飛脚屋共と

(「えきていしりょう」をよむかい)